

市民、事業者の皆さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症「緊急事態対策」

これまで皆さんには、外出自粛、時間短縮営業をはじめ、懸命に感染防止対策に取り組んでいただけてきました。しかしながら、感染リスクの高い飲食については、12月以降、岐阜県内で35の関連クラスターが発生。さらに、職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で感染が多発し、1月9日には過去最多となる105人の新規感染者が岐阜県で確認されました。このまま推移すれば、県内における感染爆発、医療体制の崩壊が強く懸念される大変厳しい状況となっています。

この感染症は、高齢者は重症化の可能性が高く（県内の死亡率は1.5%、そのうち70歳以上の死亡率は10.5%）、現役世代が親世代の高齢者に感染させるケースや、無症状・軽症が多い若者であっても、後遺症に苦しむケースも発生しています。

このような非常事態にあって、「①自宅待機ゼロを堅持した安心な医療の確保」、「②持続可能な経済活動ができる環境整備」のため、これ以上の感染者を何としても抑え込んでいく必要があります。そのためには、何より皆さんの行動変容、そして事業者の皆さまのご協力が不可欠です。

加えて、1月14日に岐阜県が、国の「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されたことから、県全域でより強い対策を進めます。

そして、1月9日から2月7日までの約1か月間、緊急対策を実施することにより、期間終了時には「1日当たり新規感染者50人を切る程度」となるよう目指してまいります。

令和3年1月14日

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部
美濃市新型コロナウイルス感染症対策本部

対策1 市民の皆さんへのお願い

▷ リスクを伴う飲食の自粛

昼・夜、自宅・外食を問わず、以下の飲食についての自粛をお願いします。

- 家族やパートナー以外との飲食
 - 長時間の飲食
 - 酒類を伴い、大声を出す飲食
 - マスクなしで会話を伴う飲食など
- 「GoToイート（既発行食事券）」の利用自粛をお願いします。



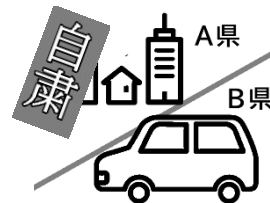
▷ 不要不急の外出自粛（昼夜を問わず、20時以降は特に!!）

「医療機関への通院」「食糧・医薬品・生活必需品などの買い出し」「必要な職場への出勤」「屋外での運動や散歩」など、生活や健康の維持のために必要なことについては、自粛要請の対象外です。



▷ 県をまたぐ不要不急の移動の自粛

特に、緊急事態措置を実施すべき区域に指定された都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、栃木県）への移動自粛を徹底願います。



対策2 事業者の皆さんへのお願い

▷ 飲食店に対する営業時間短縮の要請

時短営業要請の対象／飲食店（酒類の提供の有無は問いません）

時短営業要請の期間／1月16日（土）から2月7日（日）まで

※酒類の提供を行う飲食店は1月12日（火）から2月7日（日）まで

■ 営業時間短縮要請への協力金制度（岐阜県制度）

【協力金の要件】

- ・要請期間中、営業時間を20時までに短縮した飲食店（酒類の提供を行う飲食店については、酒類の提供を11時から19時までとします。）

【協力金の額】

- ・ 1月16日から1日あたり6万円（1月15日までは1日あたり4万円）

【その他の実施にあたっての留意事項】

- ・ 要請に正当な理由なく応じない店舗
に対する指示、公表の実施
- ・ 市町村、消防、業界団体と連携した啓
発や周知徹底
- ・ 必要に応じた立ち入り調査の実施（ト
ラブル防止を目的とした警察との連携）

■問い合わせ先

要請協力金
コールセンター
(岐阜県)

058-272-8192
(9:00~17:00)



▲岐阜県
ホームページ

■ 飲食店への支援制度(美濃市独自制度)

【協力金の要件】

- ・ 営業時間が18時から20時までの酒類を提供する飲食店

【補助金の額】

- ・ 1店舗あたり5万円



美濃市ホームページ(新型コロナ
ウイルス感染症対策総合ページ)

▷ イベント等の開催制限(1月16日から)

人数制限／屋内、屋外ともに5,000人以下

その他要件／(屋内の場合)収容定員の50パーセント以
内の参加人数

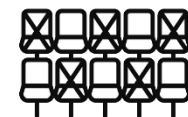
(屋外の場合)人と人との距離(2メートル
程度)の確保

開催時間は20時まで

5,000人
以下



50%以内



▷ その他業種への営業時間短縮の働きかけ(1月16日から)

働きかけの対象／飲食店以外(新型インフルエンザ等特措法施行令第11条に規定する施設)

働きかけの内容／20時までの営業時間短縮、酒類の提供時間の短縮(11時から19時まで)

※生活必需品の販売(スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど)や生活
必需サービスの事業者は時間短縮の対象外

▷ 出勤者の7割減の推進

- ・ 出勤者7割減に向けた取り組み(テレワーク、ローテーション)の推進
- ・ 20時以降の勤務抑制に向けた取り組み
- ・ 人との接触低減に向けた取り組み(時差出勤、自転車通勤の推進等)
- ・ 職場における感染防止対策の徹底



▷学校における感染防止対策の徹底（美濃市）

一斉の臨時休業等は実施せず、各学校において以下の事項に取り組みます

- ぎふコロナガード(感染防止対策担当者)による感染防止対策の実施状況を確認
(健康チェックカードで、生徒一人一人の健康状態を確認)
- 校外学習の中止又は延期
- 授業や部活動における感染リスクの高い活動の制限(特に感染リスクの高い部活動内の行動)
 - ◇ 休憩時における感染防止対策の徹底(会話を控えマスク着用の徹底、水分補給時の手洗いの徹底)
 - ◇ 他校との合同練習や練習試合の回避



▷留守家庭児童教室、幼稚園・保育所等は、感染防止対策を徹底し、通常どおり開室、開園しています（美濃市）



対策3

市公共施設の対応

▷市施設は利用時間を20時までに短縮(1月12日から)

【利用時間を20時に短縮する施設】

市内各公民館	中央公民館、洲原、下牧、上牧、大矢田、藍見、中有知
市内各体育館	市体育館(曾代)、洲原、大矢田、立花、長瀬、神洞、上牧、美濃・牧谷・大矢田・藍見・中有知小学校体育館、美濃中学校体育館
市内各グラウンド	運動公園(テニスコートを含む)、大矢田
貸館を実施するその他の施設	美濃和紙用具ミュージアム(貸館)、文化会館、勤労青少年ホーム、紙のふるさとふれあいセンター

【県施設の対応】

- ・20時までの利用制限(既予約分についても20時以降の使用自粛を要請)
- ・新規予約の停止